

令和6年第2回市議会定例会付議事件表

6月3日提出

| 番 号    | 件 名                                                                          |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 議案第39号 | 市長の専決処分事項の承認について                                                             |
| 議案第40号 | 真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について                                         |
| 議案第41号 | 真岡市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部改正について                                                 |
| 議案第42号 | 真岡市精神障害者福祉手当支給条例の一部改正について                                                    |
| 議案第43号 | 真岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 議案第44号 | 真岡市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について                                       |
| 議案第45号 | 真岡市公民館の設置及び管理条例並びに真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例の一部改正について                             |
| 議案第46号 | 真岡市運動場設置、管理及び使用条例等の一部改正について                                                  |
| 議案第47号 | 工事請負契約について                                                                   |
| 議案第48号 | 消防ポンプ自動車の取得について                                                              |
| 議案第49号 | 令和6年度真岡市一般会計補正予算（第3号）                                                        |
| 議案第50号 | 令和6年度真岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                                  |
| 報告第1号  | 令和5年度真岡市継続費繰越計算書の報告について                                                      |
| 報告第2号  | 令和5年度真岡市繰越明許費繰越計算書の報告について                                                    |
| 報告第3号  | 令和5年度真岡市公営企業会計予算繰越計算書の報告について                                                 |
| 報告第4号  | 令和6年度もおおか鬼怒公園開発株式会社営業計画及び予算書の提出について                                          |
| 報告第5号  | 令和6年度公益財団法人真岡市農業公社事業計画及び予算書の提出について                                           |

市長の専決処分事項の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

専決第 2 号 真岡市税条例の一部を改正する条例（別紙）

専決第 3 号 真岡市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

専決第 4 号 真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
（別紙）

専決第 5 号 令和 6 年度真岡市一般会計補正予算（第 2 号）  
（別冊）

## 専決第 2 号

真岡市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

真岡市長 石 坂 真 一

### 真岡市税条例の一部を改正する条例

真岡市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に、「納期限」を「、納期限」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第 3 項中「によって」を「により」に、「その事由」を「、その事由」に、「においては」を「には、」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に、「もの」を「者」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 3 9 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 7 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 3 4 条の 7 第 2 項、第 4 7 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 4 条の 7 第 2 項

及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び法附則第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 7 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）及び特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金

額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはでないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計

額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額及び普通徴収に係る個人の県民税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 4 7 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第 7 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 4 7 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び第 4 7 条の 2 第 2 項の規定により

普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において



「普通徴収対象税額」という。)及び第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に

相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの

間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人

の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 3 4 条の 9 第 1 項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「及び」とあるのは「、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「及び」とあるのは「、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 1 3 項を削り、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号イ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 0 項とし、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 7 分の 6 とする。

附則第 1 0 条の 2 第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 6 項を同条第 1 7 項とし、同条第 1 5 項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 4 項の次に次の 1 項を加える。

1 5 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は

2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。



附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定  
及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）の  
施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

### (市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の真岡市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 1 号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

### (固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の真岡市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以降の年度分

の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第４項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた旧法附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 専決第 3 号

真岡市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

真岡市長 石 坂 真 一

### 真岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

真岡市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同項を附則第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

3 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第 5 項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 6 項及び第 7 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 8 項及び第 9 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 10 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 13 項中「附則第 5 項、第 6 項」を「附則第 6 項」に改める。

附則第 14 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」に改める。

附則第 15 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

### （経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の真岡市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

## 専決第 4 号

真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

真岡市長 石 坂 真 一

### 真岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

真岡市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「29 万」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の真岡市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

真岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 29 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、用語を改めるものである。

真岡市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例

真岡市老人ホーム入所判定委員会設置条例（平成 1 2 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「いきいき高齢課」を「高齢福祉課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

組織機構の見直しに伴い、条例中の課名を改めるものである。



真岡市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

真岡市精神障害者福祉手当支給条例（昭和 5 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「又は第 2 項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を改めるものである。

真岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

真岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、引用条項を改めるものである。

真岡市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

真岡市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「常勤の職員の員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加える。

第 2 条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、「（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表右欄中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説明)

介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が見直されたことに伴い、当該見直しの内容に準じて職員配置の柔軟化を図るものである。

真岡市公民館の設置及び管理条例並びに真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市公民館の設置及び管理条例並びに真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例の一部を改正する条例

(真岡市公民館の設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 真岡市公民館の設置及び管理条例（平成 3 1 年条例第 1 5 号）

の一部を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 1 5 条 教育委員会は、第 1 3 条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、公民館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第 1 0 条の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させるときは、使用者は、利用料金を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別に定める期日までに利用料金を納付させることができる。

- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

(真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第2条 真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例（昭和55年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第14条 教育委員会は、第12条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、適当と認めるときは、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 第9条の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させるときは、使用者は、利用料金を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、別に定める期日までに利用料金を納付させることができる。

- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の真岡市公民館の設置及び管理条例第1

5 条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった真岡市公民館の使用に係る料金について適用し、同日前に申請のあった真岡市公民館の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった真岡市青年女性会館の使用に係る料金について適用し、同日前に申請のあった真岡市青年女性会館の使用に係る料金については、なお従前の例による。

(説明)

公民館の使用に係る料金及び青年女性会館の使用に係る料金について、指定管理者の収入とすることができる利用料金制度を導入することで、公民館及び青年女性会館の管理事務の効率化を図るものである。

真岡市運動場設置、管理及び使用条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

真岡市運動場設置、管理及び使用条例等の一部を改正する  
条例

(真岡市運動場設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 1 条 真岡市運動場設置、管理及び使用条例（昭和 4 7 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 8 条第 3 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市民会館条例の一部改正)

第 2 条 真岡市民会館条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項及び第 1 0 条第 3 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 1 5 条第 2 項中「第 9 条第 1 項及び第 3 項並びに第 1 1 条第 2 項中」を「第 9 条第 1 項並びに第 1 1 条第 2 項中」に改め、「「指定管理者」と」の次に「、第 9 条第 3 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を加える。

(真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 3 条 真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例（昭和 5 2 年条



例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項及び第 9 条第 3 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 4 条 真岡市青年女性会館の設置、管理及び使用条例(昭和 55 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 10 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 13 条第 2 項中「、第 8 条及び第 9 条第 2 項中」を「及び第 8 条中」に改め、「「指定管理者」と」の次に「、第 9 条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を加える。

(真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例の一部改正)

第 5 条 真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例(昭和 56 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 9 条第 2 項中「及び第 7 条第 2 項」を削り、「「指定管理者」と」の次に「、第 7 条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を加える。

(真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 6 条 真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例(昭和 61 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 8 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例の一部改正)

第 7 条 真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例（昭和 6 3 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項及び第 1 0 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 8 条 真岡市科学教育センターの設置、管理及び使用条例（平成 5 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 9 条 真岡市長沼会館の設置、管理及び使用条例（平成 2 1 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 8 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 1 0 条 真岡市物部会館の設置、管理及び使用条例（平成 2 1 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 8 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例の一部改正)

第 1 1 条 真岡市久下田駅さくらホールの設置、管理及び使用条例（平成 2 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書及び第 8 条中「教育委員会」を「市長」に改

める。

（真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例の一部改正）

第 12 条 真岡市にのみや野外活動センターの設置、管理及び使用条例（平成 21 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「場合」の次に「その他市長が特に認めた場合」を加える。

第 9 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

（真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例の一部改正）

第 13 条 真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例（平成 21 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項及び第 10 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

（真岡市生涯学習館の設置及び管理条例の一部改正）

第 14 条 真岡市生涯学習館の設置及び管理条例（平成 25 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項及び第 9 条第 3 号中「教育委員会」を「市長」に改める。

（真岡市公民館の設置及び管理条例の一部改正）

第 15 条 真岡市公民館の設置及び管理条例（平成 31 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項及び第 11 条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 14 条第 2 項中「、第 9 条及び第 10 条第 2 項中」を「及び第 9

条中」に改め、「指定管理者」と」の次に「、第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (説明)

教育委員会が所管する公の施設に係る使用料等の減免及び還付に関する規定中の「教育委員会」を、本来の権限者である「市長」に改め、また、真岡市にのみや野外活動センターの使用料について、条例に規定されている場合のほか、市長が特に認めた場合に減免することができるようにするものである。

工事請負契約について

次のとおり契約したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- |   |         |                                                 |
|---|---------|-------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名   | 真岡市総合運動公園硬式兼軟式野球場防球ネット建設工事                      |
| 2 | 工事場所    | 真岡市小林 1 9 4 0 番地外                               |
| 3 | 工事内容    | 硬式兼軟式野球場の防球ネットの建設工事                             |
| 4 | 契約方法    | 事後審査型条件付き一般競争入札                                 |
| 5 | 契約の予定金額 | 2 1 4 , 2 8 0 , 0 0 0 円                         |
| 6 | 契約の相手方  | 真岡市並木町二丁目 2 1 番地 1<br>松本建設株式会社<br>代表取締役 松 本 敬 介 |

(説明)

真岡市総合運動公園整備のため、硬式兼軟式野球場の防球ネットの建設工事を実施するものである。

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- |   |         |                                             |
|---|---------|---------------------------------------------|
| 1 | 物 品 名   | 消防ポンプ自動車 2 台                                |
| 2 | 取得の目的   | 老朽化した消防ポンプ自動車を更新するため                        |
| 3 | 取得の予定価格 | 44, 114, 460 円                              |
| 4 | 取得の相手方  | 小山市大字喜沢 1394 番地<br>合資会社渡辺商店<br>代表社員 渡 辺 圭 一 |

(説明)

消火活動に支障がないよう、老朽化した消防団用の消防ポンプ自動車を更新するものである。

令和 5 年度真岡市継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- 1 令和 5 年度真岡市一般会計継続費繰越計算書（別紙）

令和５年度真岡市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

| 款     | 項       | 事業名              | 継続費<br>の総額    | 令和5年度継続費予算現額  |              |               | 支出済額及<br>び支出見込額 | 残 額           | 翌年度通<br>次繰越額  | 左 の 財 源 内 訳       |               |               |             |
|-------|---------|------------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|-------------|
|       |         |                  |               | 予 算<br>計上額    | 前年度通<br>次繰越額 | 計             |                 |               |               | 繰越金<br>(一般財<br>源) | 特 定 財 源       |               |             |
|       |         |                  |               |               |              |               |                 |               |               |                   | 国（県）<br>支 出 金 | 地 方 債         | そ の 他       |
| 10教育費 | 5 保健体育費 | 総合運動公園整備事業       | 3,546,000,000 | 1,018,800,000 | 983,019,000  | 2,001,819,000 | 1,156,348,000   | 845,471,000   | 845,471,000   | 71,000            | 78,200,000    | 682,000,000   | 85,200,000  |
|       |         | 新第一学校給食センター建設事業  | 3,128,212,000 | 1,480,610,000 |              | 1,480,610,000 | 668,477,400     | 812,132,600   | 812,132,000   | 415,832,000       |               | 362,200,000   | 34,100,000  |
|       |         | 第二学校給食センター増強整備事業 | 206,259,000   | 124,285,000   |              | 124,285,000   | 111,529,000     | 12,756,000    | 12,756,000    | 3,256,000         |               | 9,500,000     |             |
| 合 計   |         |                  | 6,880,471,000 | 2,623,695,000 | 983,019,000  | 3,606,714,000 | 1,936,354,400   | 1,670,359,600 | 1,670,359,000 | 419,159,000       | 78,200,000    | 1,053,700,000 | 119,300,000 |



令和 5 年度真岡市繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- 1 令和 5 年度真岡市一般会計繰越明許費繰越計算書（別紙）
- 1 令和 5 年度真岡市産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書（別紙）

令和 5 年度 真岡市 一般会計 繰越明許費 繰越計算書

(単位 円)

| 款        | 項           | 事業名                         | 歳出予算額       | 翌年度<br>繰越額  | 左 の 財 源 内 訳      |               |             |            |            |
|----------|-------------|-----------------------------|-------------|-------------|------------------|---------------|-------------|------------|------------|
|          |             |                             |             |             | 既 収 入<br>特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 |             |            | 一 般 財 源    |
|          |             |                             |             |             |                  | 国(県)支出金       | 地 方 債       | そ の 他      |            |
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | もおかべリー一号実証運行支援事業            | 6,138,000   | 3,531,000   |                  | 1,765,000     |             |            | 1,766,000  |
|          |             | 井頭周辺活性化事業                   | 392,011,000 | 352,811,000 |                  | 176,405,000   | 162,900,000 | 13,500,000 | 6,000      |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | マイナンバー連携システム改修事業            | 16,764,000  | 16,764,000  |                  | 13,956,000    |             |            | 2,808,000  |
| 3 民生費    | 1 社会福祉費     | 低所得世帯支援金給付事業<br>住民税非課税世帯支援金 | 484,325,000 | 55,372,000  |                  | 1,332,000     |             |            | 54,040,000 |
|          | 2 児童福祉費     | 保育所等性被害防止対策設備等支援事業          | 450,000     | 450,000     |                  | 300,000       |             |            | 150,000    |
| 4 衛生費    | 1 保健衛生費     | 井頭温泉源泉ポンプオーバーホール事業          | 34,540,000  | 20,444,000  |                  |               |             | 20,000,000 | 444,000    |
|          |             | 新型コロナウイルス感染症対策ワクチン接種事業      | 163,027,000 | 28,374,000  |                  | 28,374,000    |             |            |            |
|          |             | 合葬墓地整備事業                    | 73,587,000  | 45,587,000  |                  |               |             |            | 45,587,000 |
|          | 2 清掃費       | 塵芥処理車購入事業                   | 9,000,000   | 8,053,000   |                  |               |             |            | 8,053,000  |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費       | 畜産担い手育成総合整備事業               | 100,119,000 | 50,203,000  |                  | 50,203,000    |             |            |            |
|          |             | 南高岡防災重点ため池災害対策事業            | 6,000,000   | 6,000,000   |                  | 4,500,000     |             |            | 1,500,000  |
|          | 2 林業費       | ナラ枯れ緊急対策事業                  | 13,569,000  | 13,569,000  |                  | 3,850,000     |             | 9,719,000  |            |
| 8 土木費    | 1 土木管理費     | 住まいの耐震性向上推進事業               | 13,772,000  | 10,300,000  |                  | 7,800,000     |             |            | 2,500,000  |
|          | 2 道路橋りょう費   | 市道維持補修事業                    | 376,849,000 | 263,423,000 |                  | 135,558,000   | 121,400,000 |            | 6,465,000  |

| 款      | 項         | 事業名                     | 歳出予算額         | 翌年度<br>繰越額    | 左の財源内訳      |             |             |            |             |
|--------|-----------|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
|        |           |                         |               |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             |            | 一般財源        |
|        |           |                         |               |               |             | 国(県)支出金     | 地方債         | その他        |             |
| 8 土木費  | 2 道路橋りょう費 | 交通安全施設整備事業              | 13,900,000    | 13,900,000    |             | 7,645,000   | 6,100,000   |            | 155,000     |
|        |           | 道路維持管理事業                | 2,000,000     | 1,756,000     |             |             | 1,000,000   |            | 756,000     |
|        |           | 道路改良事業                  | 605,870,000   | 290,145,000   |             | 111,979,000 | 101,700,000 |            | 76,466,000  |
|        |           | 産業団地道路整備事業              | 95,200,000    | 59,750,000    |             | 30,453,000  | 22,400,000  | 6,800,000  | 97,000      |
|        | 4 都市計画費   | 立地適正化計画改定事業             | 9,537,000     | 9,537,000     |             | 4,500,000   |             |            | 5,037,000   |
|        |           | 亀山北土地区画整理地区界道路整備事業      | 72,178,000    | 42,328,000    |             |             |             | 18,256,000 | 24,072,000  |
|        |           | 公園遊具長寿命化対策事業            | 17,842,000    | 17,842,000    |             | 8,421,000   |             |            | 9,421,000   |
| 9 消防費  | 1 消防費     | 防火水槽整備事業                | 13,383,000    | 13,383,000    |             | 2,743,000   | 5,400,000   |            | 5,240,000   |
| 10 教育費 | 4 社会教育費   | 金鈴荘南門・園路整備事業            | 18,392,000    | 18,392,000    |             | 9,196,000   | 8,200,000   |            | 996,000     |
|        |           | 二宮コミュニティセンター空調設備制御盤更新事業 | 28,270,000    | 16,970,000    |             |             |             |            | 16,970,000  |
|        | 5 保健体育費   | 硬式兼軟式野球場音響設備整備事業        | 7,645,000     | 7,645,000     |             |             |             |            | 7,645,000   |
| 合 計    |           |                         | 2,574,368,000 | 1,366,529,000 | 0           | 598,980,000 | 429,100,000 | 68,275,000 | 270,174,000 |

令和 5 年度真岡市産業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款               | 項               | 事業名      | 歳出予算額       | 翌年度<br>繰越額  | 左 の 財 源 内 訳      |               |             |       |         |
|-----------------|-----------------|----------|-------------|-------------|------------------|---------------|-------------|-------|---------|
|                 |                 |          |             |             | 既 収 入<br>特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 |             |       | 一 般 財 源 |
|                 |                 |          |             |             |                  | 国(県)支出金       | 地 方 債       | そ の 他 |         |
| 1 産業団地<br>整備事業費 | 1 産業団地整<br>備事業費 | 産業団地整備事業 | 907,853,000 | 671,094,000 |                  |               | 671,000,000 |       | 94,000  |

令和 5 年度真岡市公営企業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

- 1 令和 5 年度真岡市水道事業会計予算繰越計算書（別紙）
- 1 令和 5 年度真岡市下水道事業会計予算繰越計算書（別紙）

# 令和5年度真岡市水道事業会計予算繰越計算書

## 1 地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額

(単位 円)

| 款       | 項       | 事業名               | 金額         | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |         |     |            |                     |
|---------|---------|-------------------|------------|------------|-------------|---------|-----|------------|---------------------|
|         |         |                   |            |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源 |     |            | 当年度<br>損益勘定<br>留保資金 |
|         |         |                   |            |            |             | 国(県)支出金 | 企業債 | その他        |                     |
| 4 資本的支出 | 1 建設改良費 | 石法寺浄水場1号取水ポンプ更新工事 | 6,930,000  | 6,930,000  |             |         |     | 6,930,000  |                     |
|         |         | 市内舗装復旧工事5-1号      | 30,745,000 | 30,745,000 |             |         |     | 30,745,000 |                     |

# 令和5年度真岡市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額

(単位 円)

| 款              | 項       | 事業名       | 金額          | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |             |             |            |                     |
|----------------|---------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|---------------------|
|                |         |           |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             |            | 当年度<br>損益勘定<br>留保資金 |
|                |         |           |             |             |             | 国(県)支出金     | 企業債         | その他        |                     |
| 1 公共下水道事業資本的支出 | 1 建設改良費 | 管渠建設事業    | 207,800,000 | 207,800,000 |             | 70,520,000  | 127,800,000 | 9,480,000  |                     |
|                |         | 処理場建設改良事業 | 587,800,000 | 587,800,000 |             | 320,000,000 | 252,500,000 | 15,300,000 |                     |

令和 6 年度もおか鬼怒公園開発株式会社営業計画及び予算

書の提出について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、もおか鬼怒公園開発株式会社の営業計画及び予算書を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 6 年度もおか鬼怒公園開発株式会社営業計画及び予算書（別冊）



令和 6 年度公益財団法人真岡市農業公社事業計画及び予算

書の提出について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人真岡市農業公社の事業計画及び予算書を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 6 年度公益財団法人真岡市農業公社事業計画及び予算書（別冊）